

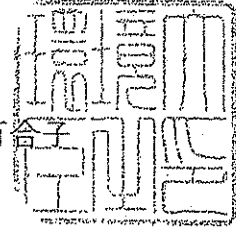


中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣

小池 百合子



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）の施行等の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）附則第2条第1項及び第3条並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行等の在り方に関して、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、平成17年6月22日に、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）が公布されたところである。当該改正法においては、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定について定めたほか、動物取扱業について、その対象範囲の拡大、登録制の導入、動物取扱責任者の設置等の措置を講ずるとともに、特定動物の飼養又は保管について、条例による規制措置に代えて許可制を導入する等の規定、動物を科学上の利用に供する場合の配慮事項を充実する規定等が設けられたところであり、当該改正法の施行に必要となる政省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行う必要がある。

このような状況を踏まえ、また、ペットとしての動物の飼養に対する志向の高まり等、昨今の動物の愛護管理を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律の適切な施行等の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）附則第2条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「改正法」という。）第5条第1項の規定の例により環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について
2. 改正法第7条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
3. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業の登録の申請に関して動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
4. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業に係る飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
5. 改正法第18条の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が掲げなければならない標識について
6. 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が遵守しなければならないその取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
7. 改正法第22条第3項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が選任する動物取扱責任者に受けさせる研修について
8. 改正法第26条第1項の規定に基づき政令で定める、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）について
9. 改正法第26条第1項ただし書の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることを要しない場合について
10. 改正法第27条第1項の規定に基づき、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準について

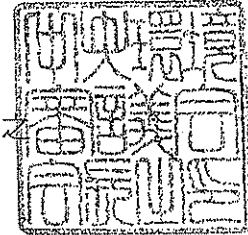
11. 改正法第31条の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の方法について
12. 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「現行法」という。）第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
13. 現行法第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、展示動物の飼養及び保管に関する基準について
14. 現行法第5条第4項及び第24条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管等に関する基準について
15. 現行法第18条第5項及び第19条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領について



中環審第281号
平成17年7月21日

中央環境審議会動物愛護部会
部会長 林 良博 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基

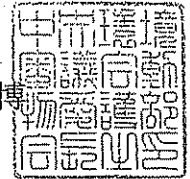


動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律
第68号）の施行等の在り方について（付議）

平成17年7月21日付け環自総発第050721001号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
動物愛護部会に付議する。

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

中央環境審議会動物愛護部会
部会長 林 良博



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）の施行等の在り方について（報告）

平成17年7月21日諮問第160号により、中央環境審議会に対して諮問された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）の施行等の在り方について」中の別紙に掲げる項目については、審議の結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告します。

なお、報告にあたり、下記の意見を付すものとします。

（別紙及び別添省略）

記

環境省においては、今後、次の事項について適切な対応をとられたい。

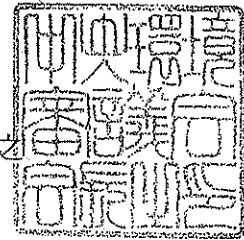
- 1 幼齢の動物の健康及び安全の確保が適切に図られるように、関係自治体と連携して、その適正な取扱いに関し、啓発を行うこと。
とりわけ、犬及びねこについては、幼齢期における社会化及び飼養環境の変化等に対する耐性の獲得の必要性が高い動物であることから、内外の状況を勘案しつつ、その販売に関する日齢制限の在り方について検討を加え、必要な措置を講じること。
- 2 特定動物の飼養状況の変化及び生物学的知見の進展等に応じて、その選定基準を含め、特定動物の種類等について定期的に見直すための体制等の仕組みを検討すること。



中環審第313号
平成17年12月21日

環境大臣
小池 百合子 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
(平成17年法律第68号)の施行等の在り方について(答申)

平成17年7月21日付け諮問第160号により中央環境審議会に対してなされた「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)の施行等の在り方について(諮問)」中の別紙に掲げる項目については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

なお、答申にあたり、下記の意見を付すものである。

(別添省略)

記

環境省においては、今後、次の事項について適切な対応をとられたい。

- 1 幼齢の動物の健康及び安全の確保が適切に図られるように、関係自治体と連携して、その適正な取扱いに関し、啓発を行うこと。
とりわけ、犬及びねこについては、幼齢期における社会化及び飼養環境の変化等に対する耐性の獲得の必要性が高い動物であることから、内外の状況を勘案しつつ、その販売に関する日齢制限の在り方について検討を加え、必要な措置を講じること。
- 2 特定動物の飼養状況の変化及び生物学的知見の進展等に応じて、その選定基準を含め、特定動物の種類等について定期的に見直すための体制等の仕組みを検討すること。

- 2 改正法新法第7条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
- 3 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業の登録の申請に関して動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
- 4 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業に係る飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
- 5 改正法第18条の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が掲げなければならない標識について
- 6 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が遵守しなければならないその取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
- 7 改正法第22条第3項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が選任する動物取扱責任者に受けさせる研修について
- 8 改正法第26条第1項の規定に基づき政令で定める、人の生命、身体又は財産に害外を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）について
- 9 改正法第26条第1項ただし書の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることを要しない場合について
- 10 改正法第27条第1項の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準について
- 11 改正法第31条の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の方法について
- 12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「現行法」という。）第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
- 13 現行法第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、展示動物の飼養及び保管に関する基準について
- 15 現行法第18条第5項及び第19条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領について

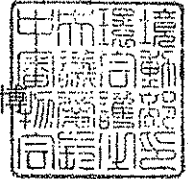
中環動第24号
平成18年3月23日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

中央環境審議会動物愛護部会

部会長 林 良博



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）
の施行等の在り方について（報告）

平成17年7月21日諮問第160号により、中央環境審議会に対して諮問された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）の施行等の在り方について」中の「14. 現行法第5条第4項及び第24条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管等に関する基準について」については、審議の結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

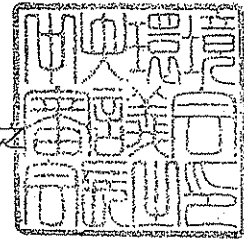
（別添省略）



中環審第325号
平成18年3月23日

環境大臣
小池 百合子 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
(平成17年法律第68号)の施行等の在り方について(答申)

平成17年7月21日付け諮問第160号により中央環境審議会に対してなされた「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)の施行等の在り方について(諮問)」中の「14. 現行法第5条第4項及び第24条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管等に関する基準について」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

(別添省略)

